

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和7年2月26日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2400189 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2400051 号

## 第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者の C 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 58 年 9 月 1 日から昭和 59 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 63 年 10 月 1 日から平成 4 年 1 月 1 日まで  
③ 平成 4 年 1 月 1 日から平成 6 年 9 月 1 日まで

請求期間①については、A 社が経営する D 店で勤務した。

請求期間②については、B 社が経営する E 店で勤務した。

請求期間③については、勤務していた E 店の経営が B 社から F 社に譲渡され、F 社の子会社である C 社が経営することになったので、C 社に入社して引続き E 店で勤務した。

請求期間①、②及び③については厚生年金保険に加入していたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

1 請求期間①について、A 社は、請求期間①当時、請求者が勤務していたとする飲食店を経営していた旨回答しており、請求期間①の一部において A 社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる者は、請求者が同社に勤務していた具体的な期間は分からないが、勤務していたことは記憶している旨回答していることから、期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 社は、請求者に係る関係書類等の保管はなく、請求者の同社における勤務期間は不明であり、社会保険事務所 (当時) に対し請求者に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失に係る届出を行ったかは不明である旨回答していることから、請求者の請求期間①における具体的な勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A 社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求期間①において請求者の氏名はなく、整理番号に欠番もないことから、請求者の厚生年金保険被保険者記録が欠落したとは考え難い。

2 請求期間②について、B社に係る閉鎖登記簿謄本により確認できる同社の元代表取締役は、請求期間②当時、請求者が勤務していたとする飲食店を経営していた旨回答している。

しかしながら、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できず、前述の元代表取締役は、請求者の勤務期間、雇用形態等は不明である旨回答していることから、請求者の請求期間②における具体的な勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

3 請求期間③について、請求者がC社の親会社であったとするF社に係る閉鎖登記簿謄本により確認できる同社の元代表取締役は、請求期間③当時、請求者が勤務していたとする飲食店の経営権をB社から譲渡され、F社の子会社であるC社が当該飲食店を経営していた旨回答している。

しかしながら、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できず、同社の事業主であったとする者についてオンラインシステムによる氏名検索を行ったが、当該事業主を特定することができない上、前述のF社の元代表取締役は、請求者が勤務していたとする飲食店の従業員に関する資料をB社から引き継いだか否かは不明である旨回答していることから、請求者の請求期間③における勤務実態について確認することができない。

なお、C社の所在地については不明であることから、請求者が請求期間③当時に勤務していたとする飲食店の所在地（G市）を管轄するH法務局に同社に係る商業登記簿謄本について照会したが、同H法務局は、同一本店所在地に当該会社（法人）は見あたらない旨回答している。

4 このほか、請求者の請求期間①、②及び③における勤務状況並びに厚生年金保険の加入状況について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。